

表彰審査委員会 会議結果

- 1 日 時 平成 19 年 10 月 1 日 (月) 午前 9 時 00 分 ~ 午前 10 時 20 分
- 2 場 所 役場審議室
- 3 出席者 表彰審査委員会委員
西村町議会議長、長谷川副議長、渡部総務産建委員長、
尾岸町長、田浦副町長、中澤教育長 6 人
総務課 北川総務課長、北向総務班主幹、武山主査 3 人 合計 9 人

4 会議の概要

会議開催にあたり、表彰審査委員会委員長の尾岸町長のあいさつの後、議案に従い各表彰の被表彰者の決定について、推薦のあった表彰候補者の審査を行った。

- 1 表彰条例施行規則及び運用方針の改正について
北向主幹から改正理由・内容について別紙資料 1 により説明し、改正後の規則及び運用方針に基づいて審査することを報告。
- 2 表彰式日程について
本年度の表彰式は 11 月 3 日 (土) 午前 10 時から社会教育総合センターで開催することで決定した。
- 3 各表彰の被表彰者の決定について
自治功労賞
本年度推薦のあった 7 人について、一人ずつを審査。
推薦のあった 7 人については、それぞれ基準の在職年数・年齢を満たしていることから自治功労賞の被表彰者に決定。

社会貢献賞

本年度推薦のあった 1 人について審査。
推薦のあった 1 人は基準の在職年数・年齢を満たしていることから社会貢献賞の被表彰者に決定。

善行表彰

本年度推薦のあった 2 人について審査。
推薦のあった 2 人の善行を認め善行表彰の被表彰者に決定。

勤続表彰

本年度推薦のあった 5 人について審査。
推薦のあった 5 人とも表彰基準の在職年数以上であるため、勤続表彰の被表彰者に決定。

感謝状

規則第 15 条の規定に該当する 2 名に感謝状の贈呈を決定。

- 4 議案審議終了後、協議事項・その他について、協議と意見交換を行った。
 - ・ 勤続表彰の基準についてですが他町村の規定を見ると勤続表彰の規定を持っているところが少ない。1号から3号については、自治功労まで年数の足りない人を表彰する形となっているが、他のお願いでやっていただ

いている委員等と比べてどうなのか。

- ・ 1号から3号までの勤続表彰については無くしてもいいのでは。
- ・ 町の公立学校に在職した教職員について、10年以上在職するものはここ最近ではありえない。
- ・ 勤続表彰の基準については事務局で叩き台を作って改正の素案を作ることとする。
- ・ 感謝状贈呈の公共用地の面積の規定について
面積の規定はないが、少しの土地の寄付の例は今までにはない。
- ・ 中学校のプラスバンドの表彰について
教育委員会の方で表彰する。
- ・ 表彰者の並び順について（町長より）
同じ表彰なら年齢順など基準をつけて並び順をつける。